

介護老人保健施設ゆうゆうの園（介護予防）短期入所療養介護重要事項説明書

1 介護老人保健施設ゆうゆうの園の概要

(1) 名称・所在地

施設名称	医療法人社団二山会 介護老人保健施設 ゆうゆうの園
所在地	東広島市西条町御菌字703
介護保険事業所番号	介護老人保健施設 3452580016
サービスを提供する対象地域*	原則として東広島市とその周辺の市町村*左記以外の方でもご希望の方はご相談ください。
送迎対応地域	旧東広島市（西条町、八本松町、志和町、高屋町）と黒瀬町の一部

(2) 職員体制＜令和7年8月1日現在＞

資格	常勤	非常勤	計
事業管理者(医師)	1名		1名
施設長(医師)	1名		1名
看護 介護	看護師		5名
	准看護師	1名	1名
	介護福祉士	14名	14名
	その他	2名	2名
支援相談員	2名		2名
作業療法士	2名	2名	4名
管理栄養士	1名		1名
栄養士	1名		1名
調理師	1名		1名
薬剤師	外部委託		
事務職員	1名		1名
介護支援専門員	3名		3名

(3) 設備の概要

定員	54名	診療室	1室
居室	4人部屋	11室 (畳部屋とベッド部屋)	食堂
			1室
	2人部屋	5室(ベッド部屋)	談話室
			1室
		機能訓練室	1室
浴室	一般浴槽と特殊浴槽があります	レクリエーションルーム	1室

- (4) ご利用時間 入所時間 ご利用開始日の8時以降
 退所時間 ご利用終了日の19時まで
 営業日 365日

2 提供サービス内容

- ①（介護予防）短期入所療養介護計画(ケアプラン)
- ② 食事 朝食8時～ 昼食12時～ 夕食18時～ おやつ10時・15時
- ③入浴 （週2回 火曜・金曜）
- ④医学的管理・看護
- ⑤介護
- ⑥機能訓練(リハビリテーション、レクリエーション)
- ⑦相談援助サービス
- ⑧栄養状態の管理
- ⑨理美容サービス
- ⑩クリーニングサービス
- ⑪諸手続代行

3 利用の手続き

(1)利用開始手続き

まずはお電話等でお申し込みください。利用希望者のこれまでの状況、経過や要介護状態等をお伺いし確認したうえで、当時業者の利用基準に照らし合わせご利用の可否を決定いたします。利用決定後、定員に空きがあればご利用頂けます。利用約款を結び、サービスの提供を開始させていただきます。

※居宅サービス計画の作成を依頼されていた場合には、事前に当該居宅介護支援事業所とご相談ください。

(2)利用終了手続き

- ①利用者の都合で終了される場合 終了を希望する日の10日前までにお申し出ください。
- ②自動終了 以下の場合は、双方の通知がなくても、自動的にサービスを終了致します。
 - ・利用者が他の介護保険施設に入所された場合
 - ・利用者が病院又は診療所に入院された場合
 - ・利用者がお亡くなりになった場合
- ③その他 下記に該当する場合当施設から30日の予告期間をおいて文書で通知し、終了となります。
 - ・ご利用者がサービス利用料金の支払いを2ヶ月以上遅滞し、料金の支払い催告にもかかわらず、14日以内に支払いがない場合、または利用者や身元引受人等が事業者や事業者の他の利用者または従業者に対して本約款を継続しがたいほどの背信行為を行った場合。
 - ・やむを得ない事情より、事業者を閉鎖または縮小する場合。

4 事業者のサービスの特徴等

(1)運営の方針

- ・身体障害の比較的軽度な認知症の方等にご利用頂き、病人ではなく生活人としての家庭生活に必要な機能の維持と回復のため、各人に合ったケアとリハビリテーションの提供に力を注いでいます。また、利用者に対して副作用等の悪影響が予想される薬剤の使用は極力控え、過剰な薬物に頼らないことを原則としています。
- ・利用者に迷惑のかからない限り、地域住民に施設の見学やボランティア活動などに施設を解放するとともに、地域住民に対して痴呆を含めた要介護老人問題についての正しい理解と認識をしてもらえるよう努めています。

(2)施設利用に当たっての留意事項

- ・ 面会 原則として10時から16時30分までの間にお問い合わせ致します。(日曜祝日含む)
面会時には間食やお金などを直接利用者の方にお渡しにならないようお願い致します。
- ・ 外出 施設の医師の許可のもとに外出を行ってください。ご予約が決まりましたらご連絡ください。
- ・ 所持品 衣類等の一部を除いて基本的にはお断りしております。持ち物にはお手数ですが、お名前をご記入ください。
- ・ 薬の管理 薬の管理は基本的に事業者内で行います。
- ・ 施設外での受診 事業者内で対応できない病気になられた場合、ご家族様の同伴にて他の病院を受診していただきます。
- ・ 宗教活動 事業者内での勧誘などはお断りしております。
- ・ ペット 事業者内にペットを持ち込まれる時は、事前にご相談ください。

5 協力医療機関等

下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき利用者の状態が急変した場合などには、速やかな対応をお願いしています。

協力医療機関 医療法人社団二山会 宗近病院（東広島市西条町御薗宇703）

協力歯科医療機関 医療法人なかも ささき歯科クリニック（東広島市河内町中河内655-1）

6 緊急時の対応方法

利用者に容体の変化等があった場合には、医師による診察等必要な処置を講ずるほか、別途お届けの緊急連絡先、居宅介護支援事業者などに速やかに連絡致します。

7 事故発生時の対応

サービス提供等により事故が発生した場合、事業者は、利用者に対し必要な措置を講じ、施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。また、利用者の身元引受人及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

8 相談窓口／苦情対応

サービスに関する相談や苦情については、次の相談窓口で対応します。

1. 当施設の苦情相談窓口 担 当 者：支援相談員 金岡美里
電話番号：082-423-2727
FAX 番号：082-423-2999
対応時間：月～土9：00～16：00
＊施設玄関に意見箱も用意しております。

苦情処理体制 苦情解決責任者 施 設 長：宗近明枝
苦情解決担当者 支援相談員：金岡美里
第 三 者 委 員 中司登志美

- 苦情解決手順 ① 苦情解決担当者は苦情の確認を行い、苦情解決責任者及び第三者委員に状況を説明します。
- ② 苦情解決責任者は苦情申立人と話し合いをもち、必要に応じて第三者委員に立ち会い及び助言を求めながら、苦情の解決と必要な改善措置を講じます。
- ③ 苦情解決担当者は苦情解決報告書を作成して、苦情解決ならびにその改善状況の結果を苦情解決責任者に報告します。
- ④ 苦情解決責任者は改善状況の結果を苦情申立人、第三者委員及び市町村に報告します。

2. 市町村介護保険相談窓口 東広島市役所・介護保険課

所 在 地：東広島市西条栄町8-29

電話番号：082-420-0937

3. 広島県国民健康保険団体連合会 介護保険課

所 在 地：広島市中区東白島町19-49

電話番号：082-554-0783

9 非常災害対策

- ・防災時の対応 管理当直者を常時配置し夜間緊急時の対応には万全を期しています。
また、施設内は一斉開錠システムを導入し、非常時の安全、迅速な避難が可能です。
- ・防災設備 施設内全室にスプリンクラーを設置し、火災受信機器等の消防設備も完備しています。
- ・防災訓練 火災訓練は年2回以上実施(うち夜間想定1回)しています。
- ・防災責任者 宗近敬悟

10 当法人の概要

名称	医療法人社団 二山会
代表者	理事長 大谷達夫
所在地・電話番号	東広島市西条町御菌宇703 (082) 423-2726
運営事業	① 宗近病院(精神科、神経科、内科) 広島県広島中央認知症疾患医療センター 重度認知症患者デイケア ゆうゆう 精神科デイナイトケア ほのぼの ② 介護老人保健施設 ゆうゆうの園 ③ 居宅介護支援事業所 ゆうゆう ④ 東広島訪問看護ステーション ⑤ 精神障害者グループホーム ほのぼの ⑥ 相談支援事業所 ほのぼの

介護保険居宅サービスについて

●介護保険被保険者証の確認

説明を行うにあたり、利用希望者の介護保険被保険者証を確認させていただきます。

●（介護予防）短期入所療養介護の概要

（介護予防）短期入所療養介護は、要介護者および要支援者の家庭などでの生活を継続させるために立案された居宅介護サービス計画に基づき、当事業者を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護および機能訓練その他必要な医療ならびに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者の身元引受人の身体的および精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、（介護予防）短期入所療養介護計画が作成されますが、その際、利用者・身元引受人の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

●利用料

お支払い頂く料金の単価は下記のとおりです。

（1）基本料金（詳しくは、別紙利用料金表をご覧ください）

①利用料

	介護保険適用時の1日あたりの自己負担額
要支援1	613単位
要支援2	774単位
要介護1	830単位
要介護2	880単位
要介護3	944単位
要介護4	997単位
要介護5	1052単位

- | | |
|-------------------|------------------------|
| ②サービス提供体制連携加算Ⅰ | 22単位／日 |
| ②在宅復帰・在宅療養支援加算Ⅰ | 51単位／日 |
| ③生産性向上推進体制加算Ⅱ | 10単位／月 |
| ④個別リハビリテーション実施加算 | 240単位／日 |
| ⑤若年性認知症利用者受入加算 | 120単位／日 |
| ⑥療養食加算 | 8単位／1食あたり（1日に3回を限度） |
| ⑦送迎加算 | 184単位(片道) |
| ⑧認知症行動・心理症状緊急対応加算 | 200単位／日（7日間を限度） |
| ⑨緊急短期入所受入加算 | 90単位／日（14日間を限度） |
| ⑩重度療養管理加算 | 120単位／日（要介護4・5に限る） |
| ⑪緊急時治療管理加算 | 518単位／日（月3回を限度） |
| ⑫総合医学管理加算 | 275単位／日（10日間を限度） |
| ⑬口腔連携強化加算 | 50単位／日（1月に1回を限度） |
| ⑭介護職員等処遇改善加算Ⅰ | 介護保険負担割合部分に該当したものの7.5% |

*1単位＝10.14円で計算し、介護保険負担割合分が介護保険給付の対象となるサービス自己負担の利用料金となります。

(2)保険外料金

①食 費 1日3食で1800円（朝食400円、昼食 700円、夕食 700円）

利用者負担第1段階 1日あたり 300円

第2段階 " 600円

第3段階① " 1000円

第3段階② " 1300円

※利用者負担は、保険者（市町村）へ申請が必要です。詳しくは支援相談員へお尋ね下さい。

※特別食提供の場合は100円頂きます。

②滞在費 1日 437円 利用者負担第1段階の方は0円

③日用品費 1日あたり363円（CSセット Aプラン）

1日あたり333円（CSセット Bプラン）

1日あたり110円（シャンプー、リンス等）

④教養娯楽費 1日あたり55円

④ 理美容代 実費

⑤洗濯代 上着・ズボン 150円 肌着・布パンツ78円 靴 750円

⑦サービス実施記録の複写に関わる経費 複写1枚につき10円

⑧代行申請に関わる経費 信費実費（市町村によって違いますのでその都度ご説明します。）

○短期入所療養介護ご利用の中止

①利用開始予定日以前の中止

利用前に利用者の都合でサービスを中止する場合、下記のキャンセル料がかかります。

利用日の前日17時までにご連絡頂いた場合
利用日の前日17時までにご連絡がなかった場合
介護保険負担割合分と全額と食事材料費分

無料

②利用期間中の中止

以下の事由に該当する場合、利用期間中でもサービスを中止し、退所して頂く場合があります。

- ・利用中の健康チェックの結果、体調が悪かった場合

- ・利用中に体調が悪くなった場合

- ・他の利用者の生命または健康に重大な影響を与える行為があった場合、上記の場合で必要な時は、身元引受人または緊急連絡先に連絡するとともに速やかに主治医に連絡を取る等必要な措置を講じます。また料金は退所日までの日数を基準に計算します。

●支払方法

毎月15日までに前月分の請求をいたしますので、請求月の末日までにお支払ください。

お支払い頂きますと、領収書を発行いたします。お支払方法は、銀行振込、窓口へのご持参、現金書留の中からお選びください。

個人情報使用について

介護老人保健施設ゆうゆうの園では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念のもと、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

〔介護老人保健施設内部での利用目的〕

- ・事業者が利用者等に提供する介護サービス
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

〔他の事業者等への情報提供を伴う利用目的〕

- ・事業者が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

〔事業者の内部での利用に係る利用目的〕

- ・事業者の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －事業者において行われる学生の実習への協力
 - －事業者において行われる事例研究

〔他の事業者等への情報提供に係る利用目的〕

- ・事業者の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供